

「二八歳選挙権年齢の引き下げ」と「主権者教育」

中屋 智道

◇ 引き下げの狙いと影響

二〇〇七年五月、第一次安倍政権により、憲法改正に関わる国民投票手続きについて定めた「憲法改正国民投票法」が制定された。この本則で憲法改正の国民投票は「二八歳以上」と定められ、附則において「選挙権年齢と民法の成人年齢も一八歳に合わせいく」とされた。ここから、「一八歳選挙権年齢の引き下げ」がマスコミの話題に上るようになる。

そもそも世界の九〇%の国はすでに一八歳以上に選挙権が付されていた。OECD加盟三四カ国で一八歳に選挙権を与えていないのは、日本と韓国だけ（韓国は一九歳以上）であった。実は、多くの国が一八歳（国によっては一六歳）に引き下げたのは、一九七〇〜八〇年代のことであり、若者の早熟化や徴兵年齢に合わせる動きからである。日本の動きは遅きに失した感が拭えない。

政府は、今回の「二八歳引き下げ」によって、「若年層の政治参加が進むことで、投票率が上昇し、民主主義の土台が強化される」、「若年層の投票率を上げることで、これからの政治課題である社会

保障、財政再建など中長期的な諸課題について若者の声を反映させる」としている。はたしてそうなのだろうか。

今後ますます有権者に占める比率が高まる高齢者は、一般的に変化を嫌う傾向があると言われている。このことは、憲法改正を目論む安倍政権にとっては、反対票が多くなることを意味する。そこで、政治に疎く、メディアの影響を受けやすいとされる若者を取り込み、比率を逆転したいとの思惑があったのではないか。

そう考えると、昨年の「安保法制」に際してメディアに執拗に介入し、言論統制を行っていることも頷ける。「強いリーダー」を待望していた人たちが、虚勢を張り、支離滅裂な自論を強弁している指導者を盲目的に支持していることは、ネット空間をはじめ巧みな情報操作によるものかもしれない。

ともかく、二〇一四年一月に公職選挙法が改正され、選挙年齢が一八歳に引き下げられることになった。今後は、民法などで成人年齢が一八歳に改正されることで、少年法も一八歳に引き下げられる可能性がある。少年法は、「少年の健全育成」、「非行少年の矯正」を目的とし、「更生の機

会を与え、再犯を予防する」ものである。犯罪の前歴が将来的にハンディとならないように、普通の社会生活を送れるようにと制定された少年法が一八歳に引き下げられ、成人並みの刑罰を受けてもよいのか、成人と同様に氏名を公表されてもよいのか（現在は法とは関わりなくネットで晒されることが生じているが）といった問題について、今後議論の必要がある。

◇ 政治的中立性と政治教育

「二八歳選挙権年齢の引き下げ」を受け、文科省は二〇一五年一〇月、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」を発売した。これに伴い、高校生の政治的活動を全面的に禁じていた一九六九年通知は廃止となる。さらに、文科省は総務省とともに生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来有権者として求められる力を身に付けるために」及び教師用の指導資料を配布した。

ここでは、「高校生の政治的活動の一部解禁」、「高校で政治教育を実施」と言われている一方で、「政治教育は、学習指導要領にもとづき、校長を中心に学校として指導計画を立てて実施する」という原則を示している。この「学習指導要領に基づく」をどれほど厳密に考えるかによって、政治教育はかなり厳しく制限され、現場の個々の教員の裁量が狭められる危険性がある。

この通知や副教材の特徴は、選挙の仕組みについて理解させることに重点が置かれていることで

ある。一方で、「論理的思考、公正に判断する力、協働的に追究・解決する力」という、有権者としての力を身につけさせるとしている。しかし、これらは今までの公民科（社会科）の授業や学校教育全般において行われてきたことである。取り立ててここで強調する意味が何なのかは甚だ疑問である。

さらに、この通知や指導資料では、教員に対し「政治的中立性」をことさら強調している。「特定の政党を支持、又は反対するための教育」をやつてはいけないことは、教育基本法に明記されている。しかし、「個人的な主義主張を述べてはいけない」、「特定の見方や考え方に偏った取扱いによつて、生徒が主体的に考え、判断することを妨げてはいけない」とは何を指すのか。そもそも「政治的中立性」とは何なのか。

これまで「政治的中立性」が求められていたのは、教育委員会であった。時の政権や首長によつて、教育が変えられることはあつてはならないとするものである。すなわち、ここでいう「中立」とは二つの考え方の中間ということではなく、時代による変化に影響されず、普遍的なものとして教育のあり方が安易に変わらないように、という意味だと解するべきである。

昨今の講演会・学習会で幾人かの講師が、「私は一〇年前であれば、このように労働組合に呼ばれて話をするとはなかった。私自身の言っていることは変わらないのだが、最近では極端に右傾化してしまい、私がりべラルの側に近い位置にいることになってしまった」と、冗談交じりに話している。

「政治的中立性」とは不変のものであることから、私たちは、現在の政治の右傾化に流されず、本来教育として行わなければならないことをしっかりと腰を据えて実践することが重要である。

このままでは、「中立性」という言葉に騙されて、「一方的な主義主張をしない」、「バランスよく」、「政府見解や最高裁判決に必ず触れる」といった言葉にたじろぎ、「面倒なので学校で政治的な事柄を取り上げるのは止めよう」となってしまうがちである。子どもたちに教えるべきことは、しっかりと教えなければならない。

◇ 未来の主権者を育てる「主権者教育」

教員が「特定の政党を支持、又は反対するための教育」を行うことと、教員個人の意見を表明することは別のことである。イギリスでは、「シテイズンシップ教育」において、教員が自分の意見を明確に述べることも授業の中で適切に行うことと奨励している。もちろん、教員の意見を生徒に強要することはあつてはならないことである。大人の顔色をうかがつて、期待されている「答え」を発言するような授業では、未来の主権者など育つはずはない。

ある高校生が「同級生に政治的な問題について話すのが嫌がるんです」と話してくれた。これは、今の高校生の実態から考えるに当然のことである。今の高校生が呼ぶ「友人」とは、SNSやLINEなどでの表面上の人間関係に過ぎず、意見が対立しそこから弾かれることを恐れて生活して

いる薄っぺらな関係性である。だからこそ、互いの価値観を尊重した上で、論理立てて多くの人が納得できる論拠を示すような議論ができる力を、関係性を、私たちはあらゆる教育活動の場面を通して育んでいかなければならない。

そうした実践を積み重ねることで、真の「主権者」が育っていくのだと考える。「主権者教育」が今こそ必要であるとの声が高まっている。未来の「主権者」を育てるとは、選挙のルールを教えることではないし、単にさまざまな権利について教えればよいというものではない。いくら知識を身に着けようとも、知識だけでは、「主権者」としての自覚は芽生えないし、「主権者」として成長していくことはない。「主権者」とは、国家の主権を有する者である。誰もが、生まれながらにして「主権者」なのである。子どもが将来「平和で民主的な社会をつくる形成者」となるよう、「子どもを権利主体とした教育活動」を行うことを意識した教育実践を積み重ねていかなければならない。「教えるべきこと」として与えられたことを教えるのではなく、おかしいことは「おかしい」と言える、何がどうおかしいのかを主張できる、そのような子どもたちを育てていくことが今必要とされる「主権者教育」なのである。

中屋智道（なかや ともみち）

七年間の中学校勤務の後、高校へ異動。標茶高校、豊富高校、札幌白石高校に勤務。二〇一四年七月より北海道教職員組合高校部長を務める。